

安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現

地域住民が役割を理解し、互いに支えあいながら安心安全に暮らすことができる地域社会をつくり、福祉サービスやネットワークを生かし、助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

地域福祉計画

1 情報を届ける仕組みの充実

- ①多様な広報活動の充実
- ②利用者に配慮した情報提供

2 権利擁護・人権擁護の推進

- ①判断の能力が不十分な人への援助
- ②男女共同参画の推進
- ③多文化共生社会形成の推進
- ④個人情報の保護

3 災害時や緊急時の支援体制の充実

- ①避難行動要支援者ネットワークの構築
- ②自主防災組織の育成・支援

4 ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

- ①高齢者・障害者の視点に立った生活環境づくりの充実
- ②既存施設のバリアフリー化

5 安心で快適な暮らしの確保

- ①移動手段の確保
- ②防犯活動の推進
- ③消費者被害への対策

地域福祉活動計画

1 情報を届ける仕組みの充実

2 権利擁護・人権擁護の推進

3 災害時や緊急時の支援体制の充実

行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化

地域福祉推進の中核的な組織である社会福祉協議会と行政が基本理念や方向性を共有することで、実践的な連携をより円滑に進め、これまで以上に地域に根ざした福祉のまちづくりを推進します。

地域福祉計画

1 社会福祉協議会との連携強化

- ①社会福祉協議会との連携
- ②社会福祉大会の運営

2 法人運営機能の強化

- ①社会福祉法人への監査指導

地域福祉活動計画

1 行政と社会福祉協議会の連携強化

2 法人運営機能の強化

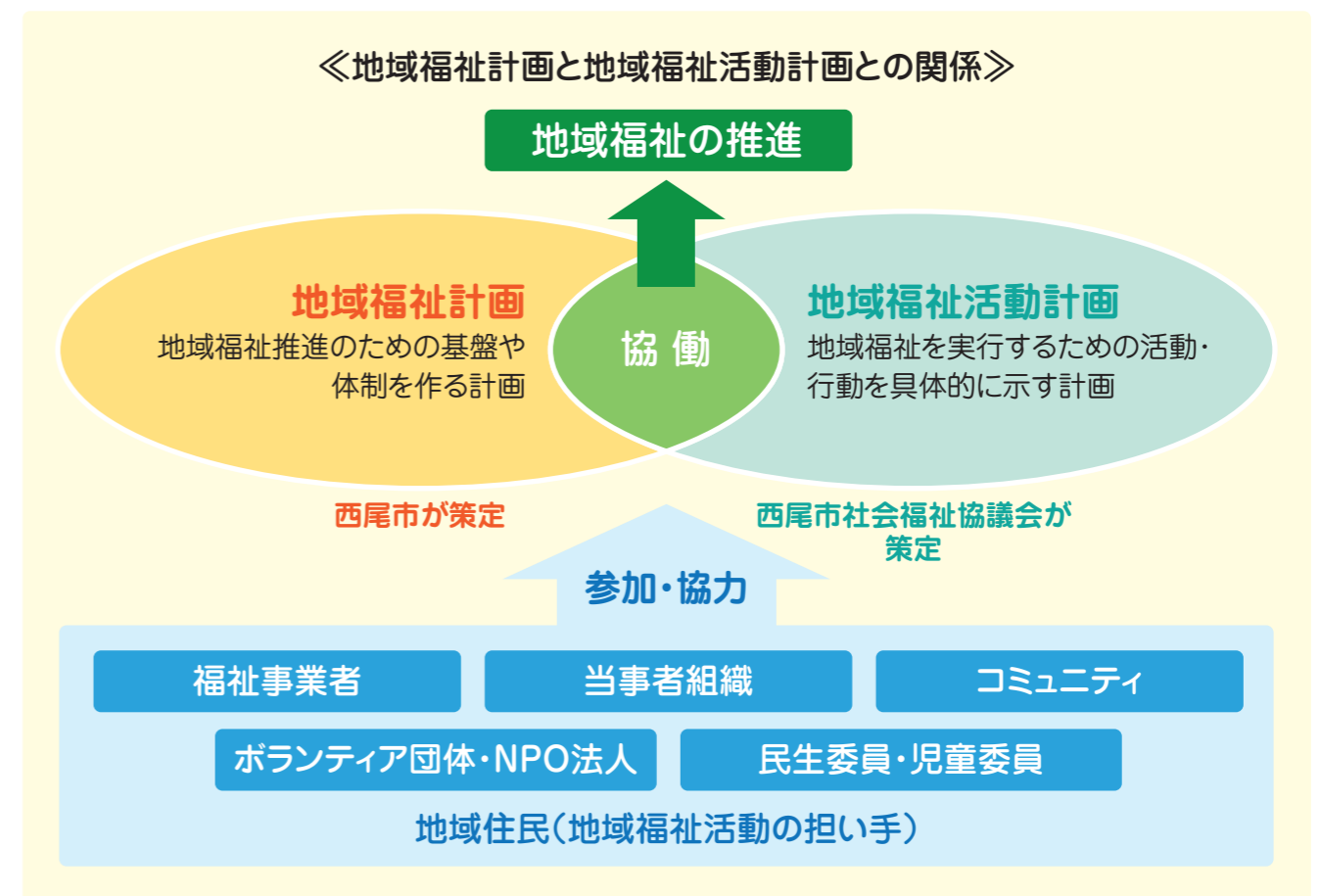
西尾市地域福祉計画 地域福祉活動計画

西尾市地域福祉計画・西尾市地域福祉活動計画とは

計画の概要

■ 地域全体で福祉の理念や方向性を共有し、より円滑に実践するための計画です。

市の計画である「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」を一体で構成しています。



計画の対象

■ 市民及び活動団体・企業等、西尾市の福祉を取り巻くすべての主体が対象です。

計画の期間

■ 計画期間は平成29年度～35年度までの7年間です。

計画の推進

■ 点検と評価を行い、計画を着実に推進します。

地域福祉計画の点検・評価にあたっては、地域福祉計画推進委員会において社会情勢や福祉施策の動向に注視しながら、点検・評価を行います。また、地域福祉活動計画については、西尾市社会福祉協議会の地域福祉活動計画推進会議(仮称)において点検・評価を行います。